

# 旅行業の取引額の報告について

## 1 取引額の報告について

旅行業者は、毎事業年度終了後100日以内に、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を登録行政庁に報告しなければなりません。

この報告は、取引額報告書を千葉県知事（県担当課）に提出することで行います。（郵送可）

また、旅行業協会の保証社員（正会員）は、当該協会にも報告しなければなりませんので、当該協会への報告に係る詳細は、加入している旅行業協会にお問い合わせください。

## 2 「営業保証金の場合」の「上記により供託すべき金額」について

取引額報告書の「営業保証金の場合」の「上記により供託すべき金額」は、「取引額」の「合計」を基にして、旅行業法施行規則別表により定まります。

なお、「現在供託している金額」が「上記により供託すべき金額」に不足することとなるときは、営業保証金の不足額を追加して供託をしなければなりません。この供託及び届出の期限は、取引額報告の期限と同一です。

また、「現在供託している金額」が「上記により供託すべき金額」を超えることとなるときは、取引額報告をした日以降、当該報告の日の属する事業年度内に限り、その越える額について取戻しに係る手続を行うことができます。

## 3 「弁済業務保証金分担金の場合」の「上記により納付すべき金額」について

取引額報告書の「弁済業務保証金分担金の場合」の「上記により納付すべき金額」は、「取引額」の「合計」を基にして、各旅行業協会の弁済業務規約別表により定まります。（現在は、旅行業法施行規則別表の定める供託額の5分の1の額）

なお、「現在納付している金額」が「上記により納付すべき金額」と異なる時の手続に係る詳細は、加入している旅行業協会にお問い合わせください。

## 4 報告において使用する様式について

この報告には取引額報告書（旅行業法施行規則第6号様式）を使用してください。